



ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）



補助金の概要

京都府産木材(※)を使用した商業施設や福祉施設等の住宅以外の民間建築物を木造化又は木質化する工事(新築・増築・改築・修繕・模様替)を支援します。

※ 京都府産木材とは、京都府産木材認証制度に基づき、ウッドマイレージCO₂京都の木認証書又は京都の木証明書が発行された木材です。

交付対象者

- ・京都府産木材を使用した住宅以外の民間建築物の木造化又は木質化工事をしようとしている者(施主)

交付対象建築物

- ・京都府内・府外の京都府産木材を使用した住宅以外の民間建築物
【条件】・工事施工者が木材の加工流通業者と京都府産木材の購入について連携(ジョイント)して整備したもの
・工事中の標識設置やホームページへの掲載等で京都府産木材を使用したことをPRしていること
・工事施工者は、緑の工務店に登録されていること(交付申請までに登録が必要)

補助率等

- ・京都府産木材の購入費に補助率を乗じた額の合計(1申請当たりの補助金の合計額は1,000万円が上限)

対象木材	補助率(1㎡当たりの補助金の上限)
「京都の木証明」木材(※1)	20%以内(1㎡当たりの補助金額は上限60万円)
「ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証」木材(※2)	30%以内(1㎡当たりの補助金額は上限90万円)

認証機関(一般社団法人京都府木材組合連合会)による証明書等が必要です。

※1 「京都の木証明」木材の条件

京都府産木材の生産・加工・流通の全てを、取扱事業者又は認証機関登録事業者が行っていること

※2 「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」木材の条件

京都府産木材の生産・加工・流通の全てを、取扱事業者が行っていること

取扱事業者

京都府産木材の生産、加工、又は流通を行う府内の事業者(府が認定)

認証機関登録事業者

京都府産木材の生産、加工、又は流通を行う府外の事業者(認証機関が認定登録)

お申し込み

- ・建築物の所在地が府内の場合は、管轄する京都府広域振興局(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府京都林務事務所)に申込書を提出してください。
- ・建築物の所在地が府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に申込書を提出してください。

交付申請は、申込書(変更申込書を含む)を受け付けた日から2ヶ月を経過した日以降で、京都府産木材に係る工事完了後1年以内又は申込をした翌年度の2月末日のどちらか短い期日まで。

令和4年度の受付期間

【申込書受付】

令和4年4月1日～12月28日

令和5年2月1日～3月末日

【交付申請書受付】

令和4年4月1日～令和5年2月末日

【予算の都合により、期間内でも受付を終了する場合がありますのでご注意ください】

事業の詳細・様式

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで



ひろがる京の木整備事業 非住宅タイプ 検索



京都府丹後広域振興局 (0772-62-4306)
京都府南丹広域振興局 (0771-22-1017)
京都府京都林務事務所 (075-451-5724)

京都府中丹広域振興局 (0773-62-2586)
京都府山城広域振興局 (0774-21-3450)
京都府農林水産部林業振興課 (075-414-5011)